

## 三船病院身体的拘束最小化に関する指針

当院では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を遵守し、適切な精神医療の提供及び入院患者の処遇等の確保に努めていますが、やむを得ず行動制限を行う場合においても人権擁護の観点から入院患者の行動制限を最小化するさらなる努力が極めて重要であると考えています。よって、行動制限についての基本的な考え方や手順等を示す「行動制限の最小化に関する基本指針」を整備し、それに基づいた医療の提供に努めています。

### 身体的拘束最小化のために実施している取り組み

- ・多職種による検討：医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、事務等により行動制限最小化に関する委員会を毎月開催
- ・定期巡回：該当患者に対し時間を決めた巡回の実施
- ・用具の一元管理：身体的拘束に関わる用具については、各病棟内の指定管理場所で一元管理すると共に、身体的拘束を行わずケアするための用具の導入検討する
- ・代替案の検討：やむを得ず身体的拘束を実施せざるを得ない状況においても環境の変更等の代替案を多職種で検討する
- ・職員教育・研修：全職員を対象に行動制限最小化に関する研修を年2回以上開催し、意識向上を図っている

### 身体的拘束最小化推進体制加算

第3病棟（特殊疾患病棟）では身体的拘束最小化推進体制加算を取得しており、身体的拘束を検討する可能性のある患者の入棟を制限せず、拘束可能性のある患者に対し、当院方針、身体的拘束のリスク、しないリスクについて説明しています。

### 身体的拘束の実施状況

身体的拘束最小化推進体制加算算定病棟における身体的拘束の実施状況（実施率）は以下のとおりです。

- ・対象期間：2026年3月1日～2026年5月31日
- ・身体的拘束の実施率：0.0%